

枚方市立中央図書館「公園前スペース」出店者募集要項

枚方市教育委員会

1. 趣 旨

枚方市立中央図書館では、図書館を利用する市民等に対して、食堂、売店等のサービスを提供し、利便性を図るため、同館地下1階部分に公園前スペース（以下「スペース」という。）を設けています。

このたび、令和9年（2027年）4月1日から「スペース」でレストラン、食堂、カフェ、パンや軽食販売等の売店、コンビニエンスストア等を運営する事業者（1者）の募集を行います。

2. スペースの概要

場 所：枚方市車塚2丁目1番1号

ホール部分全て（121.86 m²）とします。

・枚方市立中央図書館地下1階の一部（121.86 m²）

（ホール面積：97.66 m²、厨房面積：19 m²、食品庫：5.2 m²）

※位置は中央図書館平面図（別紙1）のとおり

3. 出店条件等

（1）応募できる事業者

安定した営業実績と継続的経営展開能力を有する事業者。ただし、次のいずれかに該当する法人又は個人は応募できません。なお、②～④に関して、事実と相違ない旨の誓約書（様式8）を提出していただきます。

- ① 直近2年間の法人税、所得税、市民税又は固定資産税の一部又は全部を滞納している者
- ② 会社更生法、民事再生法等により更正又は、再生手続を開始している法人
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ④ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等

（2）営業時間等

- ・営業時間は営業企画書の中で提案してください。
- ・施設点検等に必要の日（年数日）は休業日とします。なお、それ以外に休業日を設定する場合は、営業企画書の中で提案してください。

（3）提案事業

- ・事業内容は、出店者の提案とします。中央図書館、車塚公園、輝きプラザきらら利用者の立場にたって利用しやすい価格及び内容の提案をしてください。
- ・事業開始後の変更、追加等は、承認を必要とします。

(4) 厨房備品、什器等

- ・付帯設備として設置している厨房備品等（厨房設備一覧（別紙3）参照）は無償で貸与します。出店者は、備品台帳を備え適正に管理するとともに、修繕等に係る費用は出店者が負担してください。その他の厨房備品及び什器類等は、出店者で調達してください。
- ・出店者が調達した厨房備品及び什器類等の行政財産使用期間終了時の取り扱いは、出店者が自己の費用及び責任により撤去してください。ただし、教育委員会の承認を得た場合は、この限りではありません。

(5) 維持管理等

- ・電気、ガス、上下水道料並びに害虫駆除等防虫及び防鼠、消毒等衛生管理及び残飯等ごみ処理費等の維持管理にかかる費用は、出店者の負担とします。
- ・電気、ガス、上下水道料の支払いは2カ月ごととします。電気、上下水道料は中央図書館から出店者へ請求します。ガスについては出店者が事業者へ直接お支払いください。

(6) 営業許可の申請等

- ・食品衛生法に基づく営業許可申請（飲食事業の場合）など、営業を行うにあたり必要な関係法令の規定による諸官庁への届出等は出店者で行ってください。
- ・出店者は、営業にあたり、教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、すべて出店者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとします。また出店者は、営業に関する賠償責任保険に加入してください。

(7) 行政財産使用期間等

- ・出店者は、スペースの使用にあたり行政財産目的外使用許可を受けてください。
- ・使用期間は、枚方市公有財産等の管理に関する規則第7条第2項の規定により、令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までとします。ただし、行政財産の使用状況及び営業実績が良好な場合は、令和14年（2032年）3月31日までの5年以内で、毎年度更新できるものとします。出店者が変わる場合は、使用期間満了までに全ての撤去作業及び手続きを完了し、現状に復するものとします。

(8) 行政財産使用料

- ・使用料は、使用面積により決定します。

使用面積：121.86 m² 最低年額：817,919 円

最低年額の算出根拠は枚方市行政財産使用料条例第3条第1項第2号、第3項の規定によります。

1 m²あたりの使用料の年額の単価を提案し、様式2へ記載してください。

使用料は、毎年度、提案した年額を年度開始日までに納付してください。

納付された使用料は特別の事情がない限り還付しません。

(9) 使用許可の取り消しについて

- ・事業の運営にあたり、教育委員会が出店者に不都合があると判断した場合、もしくは教育委員会が使用許可した財産を公用又は公共用に供する必要があると判断した場合は、教育委員会は行政財産使用期間にかかわらず行政財産目的外使用許可を取り消しすることがあります。また、取り消した場合に出店者に生じた損害については、教育委員会は賠償の責めを負わないものとします。

(10) その他

- ・関係法令及び本市条例、規則を遵守してください。
- ・従業員の接客マナー、サービス、衛生の保持等に注意を払い、定期的に教育・指導してください。
- ・従業員が交通用具（自動車）を利用するときは、施設敷地外に確保してください。ただし、一時的な物品の搬入・搬出についてはその限りではありません。
- ・運営状況確認のため、毎年度終了後 60 日以内及び教育委員会の求めに応じて収支報告書を提出してください。
- ・本要項に定めのないものは、教育委員会と協議の上、取り決めます。

4. 募集要項・申込書等の配布

令和 8 年（2026 年）8 月 26 日（水）から令和 8 年（2026 年）11 月 6 日（金）まで。

午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。※ただし、土・日・祝日を除きます。

枚方市教育委員会 総合教育部 中央図書館（枚方市車塚 2 丁目 1-1）1 階事務所で配布します。

毎週金曜日と第 4 火曜日の図書館休館日については、職員通用口から入館できます。

※枚方市の公式ホームページからダウンロードできます。

5. 質問受付

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日（火）から令和 8 年（2026 年）10 月 9 日（金）まで。

午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。「枚方市立中央図書館「公園前スペース」出店応募に伴う質問書」（様式 6）でメールにて受け付けます。（FAX 可）

送信先：枚方市教育委員会 総合教育部 中央図書館

メールアドレス：toshokan1-1@city.hirakata.osaka.jp FAX 番号：072-851-0962

6. 質問の回答

令和 8 年（2026 年）10 月 19 日（月）までに枚方市のホームページ上で回答します。

7. 申込受付

令和 8 年（2026 年）10 月 19 日（月）から令和 8 年（2026 年）11 月 6 日（金）まで。

午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。

枚方市教育委員会 総合教育部 中央図書館（枚方市車塚 2 丁目 1-1）1 階事務所で受付します。

毎週金曜日と第 4 火曜日の図書館休館日は、職員通用口から入館できます。

※ただし、土・日・祝日を除きます。

8. 出店者の選考

選考にあたっては、提案された行政財産使用料及び営業企画書等の書類に基づき、財務及び企画内容や営業方針等を総合的に審査のうえ、出店者を決定します。なお、選考にあたって提出書類の内容について説明を求めることがあります。

9. 選考結果発表

令和9年（2027年）12月下旬（結果は申込者全員に文書で通知します。）

10. 行政財産使用許可

出店決定者は、「行政財産使用許可申請書」（様式7）を提出してください。

11. その他

今回の出店に関し、出店決定者と教育委員会の間で覚書を交わすものとします。

12. 出店応募方法等

応募時の提出書類は正確かつ詳細に記入してください。なお、提出書類の返却はしません。

（1）提出書類

- ① 様式1 枚方市立中央図書館「公園前スペース」出店申込書
- ② 様式2 行政財産使用料提案書
- ③ 様式3 枚方市立中央図書館「公園前スペース」営業企画書
- ④ 様式4 年間収支見込書
- ⑤ 様式5 初期投資経費見込書
- ⑥ 会社経歴書又は会社概要（定款含む）
- ⑦ 法人登記簿謄本、印鑑証明書（申込書類提出前3ヶ月以内発行のもの）
※個人事業者は、「個人事業の開廃業等届出書」の写し
- ⑧ 直近2年分の決算報告書（損益計算書及び貸借対照表）又はそれに代わるもの（青色申告決算書等）及び直近2ヵ年分の納税証明書（1ヶ月以内に発行の法人税又は所得税、市民税、固定資産税）
- ⑨ 様式6 枚方市立中央図書館「公園前スペース」出店応募に伴う質問書
（質問事項がある場合のみ）
- ⑩ 様式7 行政財産使用許可申請書（選考された場合のみ）
- ⑪ 様式8 誓約書
- ⑫ 現在の営業に関する監督官庁の許可証の写し（応募日現在、他店を営業している場合）
※これまでの営業実績や法人登記などがない場合は、提出書類は一部不要になります。

(2) 提出部数

原本1部、写し5部

※申込書類の提出にあたっては、各資料を1冊綴りにしてください。

また、必要に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。

担 当：枚方市教育委員会 中央図書館 庶務係

〒573-1159 枚方市車塚2丁目1-1

TEL 050-7105-8111 FAX 072-851-0962